

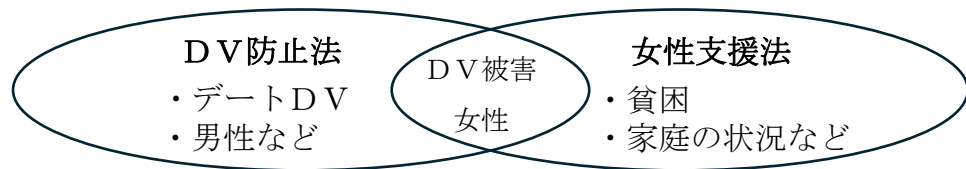
第4次宍粟市DV防止・被害者等支援基本計画の概要

【資料⑤】

1 計画策定根拠

- (1) 配偶者暴力防止法第2条の3第3項の市町村基本計画
- (2) 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（以下、「女性支援法」という）第8条第3項の市町村基本計画

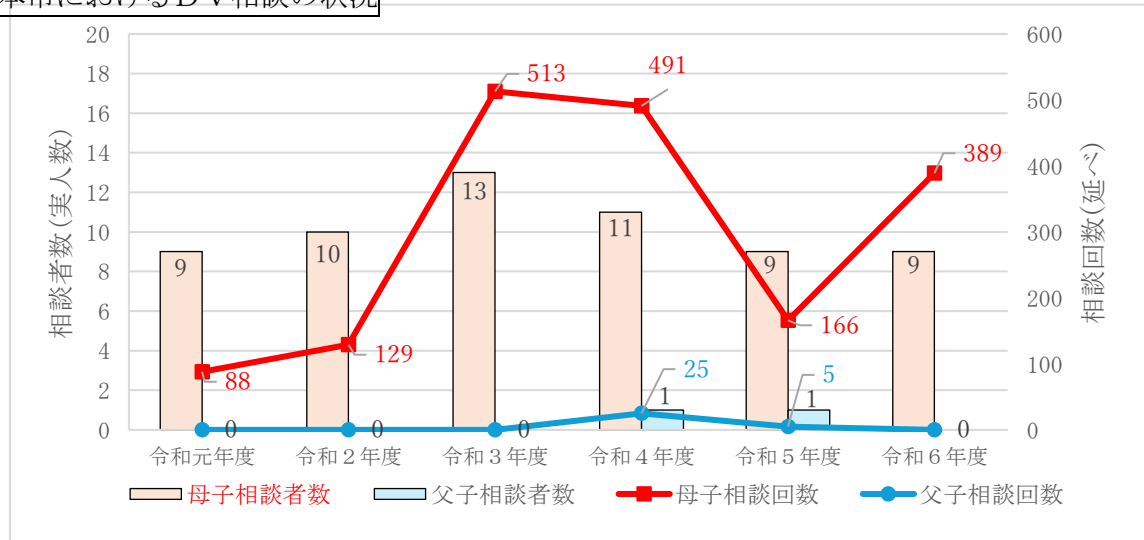
※ 上記の両者は政策的に関連が大きいため、DV防止・被害者支援基本計画の骨格をベースとし、令和6年4月1日施行の女性支援法に定められた内容を新たに追加し、両者を一体化



2 計画期間

令和8年度から令和12年度（5か年）

3 本市におけるDV相談の状況



4 市民アンケート結果及び数値目標

- (1) 市民アンケート結果（有効回答数1,140件 男性475人(41.7%) 女性654人(57.4%)）

※ 性別の未回答等あるため、100%にはならない。

ア DVを経験したり、見聞きしたりしたことがあるか（複数回答可）

選択項目	前回結果 (平成30年度調査)	今回結果 (令和6年度調査)	男女別の回答割合
DVを受けたことがある	7.7%	4.6%	男性2.5%、女性6.1%
DVをふるったことがある	4.2%	2.3%	男性4.8%、女性0.5%
DVを知識として知っている	57.8%	61.5%	男性62.7%、女性61.2%
デートDVを受けたことがある	2.8%	1.2%	男性0.6%、女性1.7%
デートDVをふるったことがある	1.3%	0.4%	男性1.1%、女性0%

※男女別の回答割合：男性または女性の全体数における回答の割合となるため、男女あわせた全体数の割合と一致しない

イ DVを受けた際の相談先（複数回答可）

選択項目	前回結果 (平成30年度調査)	今回結果 (令和6年度調査)
どこ（だれ）にも相談しなかった	45.2%	45.0%
家族や親族に相談	34.4%	40.0%
友人・知人に相談	25.8%	13.3%
職場・アルバイト関係先	7.5%	8.3%
民間の専門家や専門機関	3.2%	6.7%
医療関係者	3.2%	1.7%
警察や公的相談窓口など	16.2%	15.0%

※だれにも相談しなかったと回答した人の性別割合は男性64.3%、女性39.1%

ウ DVを相談しなかった理由（複数回答可）

アンケート項目	前回結果 (平成30年度調査)	今回結果 (令和6年度調査)
自分さえ我慢すればよいと思った	38.1%	44.4%
相談しても無駄だと思った	40.5%	40.7%
相談することではないと思った	35.7%	14.8%
DVの認識が無かった	23.8%	11.1%
誰に相談してよいのかわからなかった	14.3%	25.9%
他人に知られると仕事等に支障が出るといった	2.4%	11.1%

- (2) 数値目標に対する実績

数値目標	基準値	目標値	実績値	備考
デートDVの認知度	—	76.0%	43.7%	高校生の認知度は90%
DV被害を相談した人の割合(女性)	50.7%	61.0%	58.7%	
DV被害を相談した人の割合(男性)	41.2%	50.0%	35.7%	

5 第3次計画における取組状況及び課題

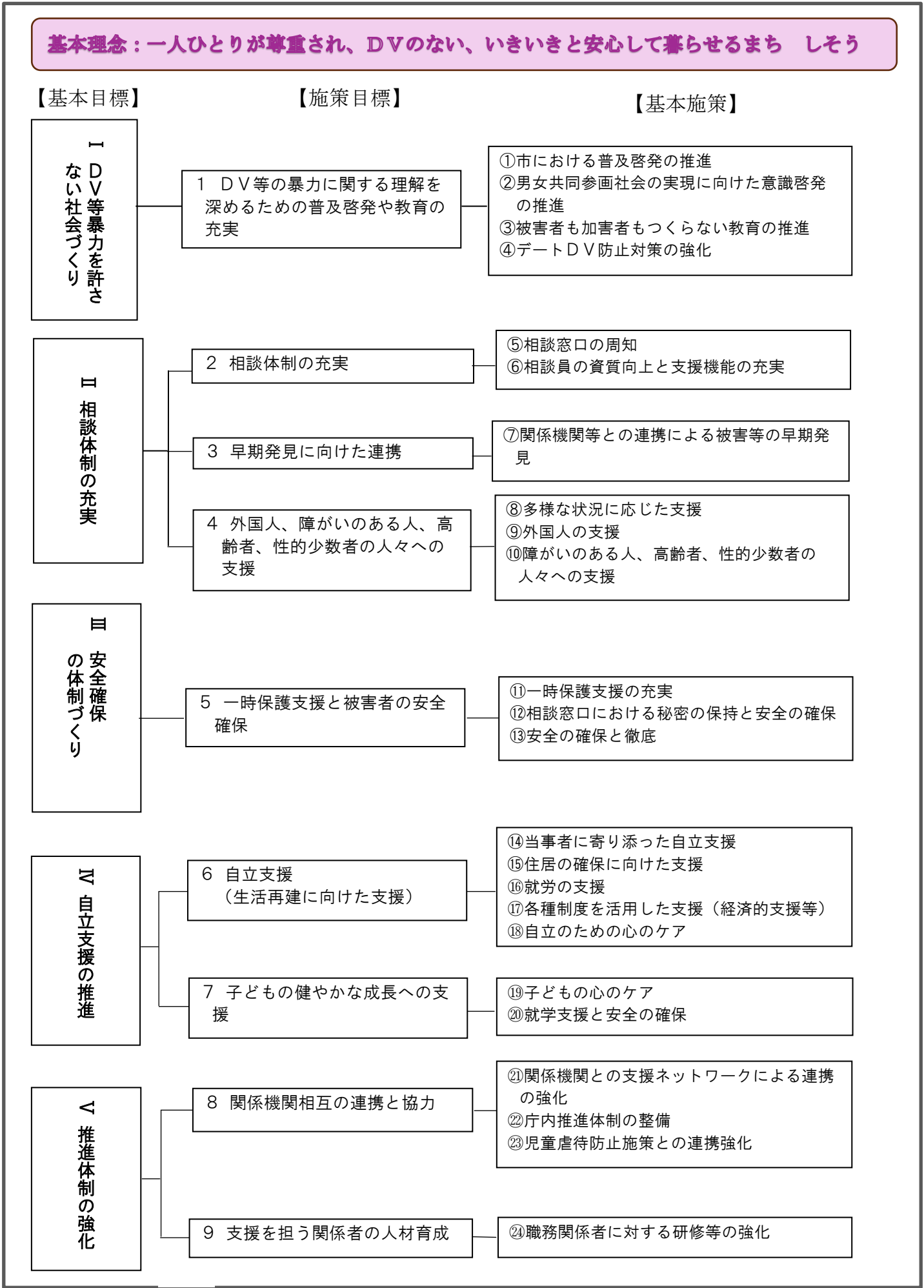
基本目標	施策目標	評価	課題
I DVを許さない社会づくり	1 DVに関する理解を深めるための普及啓発や教育の充実	講演会やセミナー等の実施、発達段階に応じた人権教育の取組、市で作成した啓発用チラシ・ポスター・リーフレットを公共施設に設置するなど、積極的に啓発活動を行い、市民のDVへの理解を深めることができた。	・企業や自治会等と連携した啓発活動 ・講座等の参加者確保
II 相談体制の充実と被害者の安全確保の体制づくり	2 相談体制の充実 3 早期発見に向けた連携 4 一時保護支援と被害者の安全確保 5 外国人、障がいのある人、高齢者、性的少数者の人々への支援 6 被害者支援を担う関係者の人材育成 7 関係機関相互の連携と協力	あらゆる媒体を通して相談窓口の周知を積極的に行ってきたとともに、庁内及び各関係機関との連絡体制を強化し、被害者の早期発見や迅速な安全確保につながることができた。	・企業や自治会等と連携した相談窓口等の周知 ・民間を含む関係機関相互における情報共有及び連携並びに人材育成
III 被害者の自立支援の推進	8 被害者の自立支援（生活再建に向けた支援） 9 子どもの健やかな成長への支援	各種制度の活用への支援をはじめ、住居の確保、就労の支援など被害者の状況に応じて、必要な情報提供や手続きの同行など、きめ細やかな自立支援を行うことができた。	・企業や自治会等への周知及び連携

6 第4次計画策定のポイント

- (1) 市民アンケート及び目標数値等の結果は一定改善していることから、現在の取組を踏襲し、更なる取組を推進する。
- (2) アンケート結果より、DVを受けた際の相談先として、家族等の身近なところから相談する傾向があることから、市民のDVへの理解をより一層向上させるとともに、DV相談窓口等の周知もあわせて行う。
- (3) 第3次計画の中で課題となっていた企業や自治会等と連携した啓発活動に取り組む。
- (4) DV防止法の改正内容を反映するとともに、女性支援法の内容を包含し、当事者に寄り添った支援等を進めていく。
- (5) それぞれの取組を明確化させるため、「啓発」、「相談体制」、「安全確保」、「自立支援」、「推進体制」の5本柱とする。

7 第4次計画体系図

《第4次計画の体系》



基本目標Ⅰ DV等暴力を許さない社会づくり

施策目標	基本施策	取組内容
1 DV等の暴力に関する理解を深めるための普及啓発や教育の充実	① 市における普及啓発の推進	◎市公式サイトや広報紙、しそチャンネルなどあらゆる媒体を活用した啓発 ◎「女性に対する暴力をなくす運動」期間にあわせた、ロビー展やパープルライトアップ等による啓発 ◎民間団体と協力しながら、DV関連講座やセミナー等の開催 ◎幅広い年齢層を対象とした男女共同参画セミナーの開催 ◎DV防止法の改正による、保護命令制度拡充の周知 ◎災害発生時の避難所における女性や子どもが暴力などに巻き込まれないための啓発や対策
	② 男女共同参画社会の実現に向けた意識啓発の推進	◎地域や学校における男女共同参画の啓発及びDV等暴力防止学習の実施 ◎国等による加害者更生プログラムの情報収集及び今後の支援の検討
	③ 被害者も加害者もつづらない教育の推進	◎各発達段階に応じた、人権尊重や男女平等の意識を育む教育の推進 ◎虐待や暴力行為、いじめ等の対処法に係る学習機会の提供 ◎教育関係者に対するDV等暴力に関する情報提供及び学習の機会の提供
	④ デートDV防止対策の強化	◎高校生等を対象に予防啓発を推進するとともに、より若い世代である中学生や小学生に向け性教育を通した啓発等を検討 ◎学校非公式サイト（裏サイト）のネットパトロールをはじめ、インターネット上での個人情報流出やネットいじめ、デートDVの早期発見や対策の実施 ◎デートDVに関するポスターを作成し、学校や若者が多く利用する場所への掲示を依頼

基本目標Ⅱ 相談体制の充実

施策目標	基本施策	取組内容
2 相談体制の充実	⑤ 相談窓口の周知	◎市公式サイトや広報紙等で相談窓口についての広報・啓発 ◎相談相手となる第三者からも積極的かつ適切に当事者を相談窓口へ誘導できるようにする啓発 ◎相談窓口の情報を掲載したカードやパンフレットを作成・配布 ◎カードやパンフレットを公共機関だけでなく、市内民間施設や医療機関への設置を依頼 ◎母子健康手帳の交付時に、相談窓口等に関するパンフレットを配布 ◎母子手帳交付時や妊娠中の相談における課題把握及び支援
	⑥ 相談員の資質向上と支援機能の充実	◎配偶者暴力相談支援センターの設置についての検討 ◎相談員等に対する、研修機会の確保 ◎医学的支援が必要な加害者の適切な相談窓口への誘導 ◎相談員等へのメンタルヘルス研修や心の相談の実施

施策目標	基本施策	取組内容
3 早期発見に向けた連携	⑦ 関係機関等との連携による被害等の早期発見	◎医療機関や警察への相談窓口等に関する情報提供 ◎関係機関の役割・位置づけをふまえた相互連携の仕組みを構築 ◎民生委員・児童委員、主任児童委員に対する当事者の早期発見に向けた意識啓発や相談窓口等の情報提供 ◎学校等の関係者に対し、当事者の早期発見に向けて意識啓発や相談窓口等の情報提供 ◎通報者に対して、当事者の意思と安全に配慮した相談勧奨の依頼及び緊急時対応情報の提供
4 外国人、障がいのある人、高齢者、性的少数者の人々への支援	⑧ 多様な状況に応じた支援	◎一人ひとりの課題や支援ニーズをふまえた対応・支援
	⑨ 外国人の支援	◎通訳アプリの活用など、言葉や文化の違い等に配慮した対応
	⑩ 障がいのある人、高齢者、性的少数者の人々への支援	◎障がいのある人への支援情報提供及び関係機関との連携 ◎高齢者への支援情報提供及び関係機関との連携 ◎性的少数者への支援情報提供及び関係機関との連携

基本目標Ⅲ 安全確保の体制づくり

施策目標	基本施策	取組内容
5 一時保護支援と被害者の安全確保	⑪ 一時保護支援の充実	◎兵庫県女性家庭センターとの連携強化 ◎一時保護における警察との連携及び迅速な対応 ◎当事者及びその子どもの精神的安定ケアに向けた兵庫県女性家庭センターや家庭児童相談室等関係機関等と連携
	⑫ 相談窓口における秘密の保持と安全の確保	◎相談窓口における相談者のプライバシーと安全の確保 ◎相談・支援に関する安全な情報共有の仕組みや情報の保護 ◎必要に応じ、「被害者等対応マニュアル」の更新 ◎関係職員に対し、情報の保護と管理についての周知徹底
	⑬ 安全の確保と徹底	◎当事者に対して、保護命令の制度や手続き等の情報提供 ◎保護命令に伴う家庭児童相談室や学校園等の関係機関との連携 ◎家庭児童相談室による学校園や関係機関等との連携 ◎当事者の住民基本台帳の支援措置制度や、税金関係や健康保険、年金などに関する情報の保護について助言及び情報管理の徹底 ◎関係部署を含めた職員に対し、情報の保護と管理に係る研修等を実施

基本目標Ⅳ 自立支援の推進

施策目標	基本施策	取組内容
6 自立支援 （生活再建に向けた支援）	⑭ 当事者に寄り添った自立支援	◎当事者の意思を尊重したニーズの把握及び情報提供・相談対応 ◎必要に応じた離婚や親権等の司法手続に関する情報提供 ◎ひとり親家庭への各種支援、制度の充実
	⑮ 住居の確保に向けた支援	◎母子生活支援施設や女性自立支援施設の活用 ◎住居の確保に向けた、住居確保給付金や市営・県営住宅の入居条件等の情報提供 ◎県営住宅の特定世帯優先住宅及び母子・父子世帯の優先住宅への入居制度活用
	⑯ 就労の支援	◎ハローワークや宍粟市無料職業紹介所（わくわ〜くステーション）、就労支援担当相談員との連携 ◎当事者の就労に関する企業理解促進に向けたチラシ作成及び関係課及び関係機関と連携した広報
	⑰ 各種制度を活用した支援（経済的支援等）	◎生活再建に向けた、各種支援制度の活用 ◎庁内の諸手続きを一元的に対応するワンストップサービスの体制づくり ◎当事者が転居先で必要な行政サービスを受けることができるための他市町との連携や支援
	⑱ 自立のための心のケア	◎心理相談やカウンセリング機関の情報提供
7 子どもの健全やかな成長への支援	⑲ 子どもの心のケア	◎要保護児童対策地域協議会による支援方針等の情報共有 ◎学校園や関係機関との連携による継続的な子どもの見守り ◎家庭環境に不安を抱く子どもに対する定期的な教育相談等の実施
	⑳ 就学支援と安全の確保	◎避難先の教育委員会等の関係機関と連携した転校等の手続の支援

基本目標Ⅴ 推進体制の強化

施策目標	基本施策	取組内容
8 関係機関相互の連携と協力	㉑関係機関との支援ネットワークによる連携の強化	◎支援体制の共通認識や充実に向けた宍粟市DV防止ネットワーク会議の開催 ◎一時保護施策の広域的な連携や自立支援の円滑化に向けた、県との情報共有や広域関係機関との連携強化
	㉒庁内推進体制の整備	◎DV防止等計画の進捗状況や検証を行いながら庁内の支援体制の共通認識や充実に向けたDV対策庁内調整会議の開催
	㉓児童虐待防止施策との連携強化	◎家庭児童相談室をはじめ、児童虐待防止施策に関連する機関との連携強化
9 支援を担う関係者の人材育成	㉔職務関係者に対する研修等の強化	◎DV防止ネットワーク会議やDV対策庁内調整会議による、支援に関する知識やスキルについての情報共有・交換 ◎市職員を対象とした個人情報の取扱、相談窓口へのつなぎ等の研修を実施

9 目標値

数値目標	基準値	目標値	備考
デートDVの認知度	43.7%	76.0%	男女共同参画プランによる目標値
DV等について相談できる窓口の認知度	—	76.0%	当計画での目標値
DV被害を相談した人の割合(女性)	58.7%	70.0%	男女共同参画プランによる目標値
DV被害を相談した人の割合(男性)	35.7%	58.0%	男女共同参画プランによる目標値